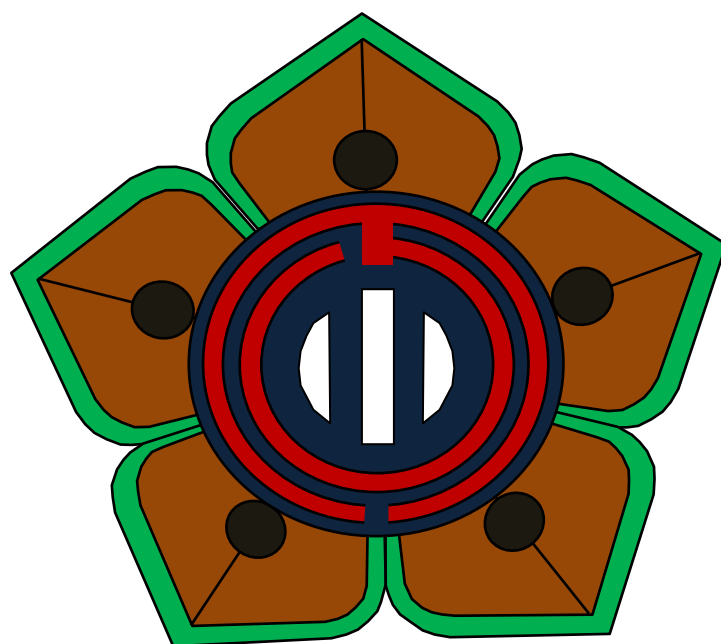


令和 7 年度
下大利小学校
いじめ防止基本方針



大野城市立下大利小学校

目 次

1	いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
2	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・	1
3	いじめ未然防止のための取組・・・・・・・・・・	2
4	いじめの早期発見の取組・・・・・・・・・・	3
5	いじめへの対応・・・・・・・・・・	3
6	教職員研修・・・・・・・・・・	5
7	関係機関との連携・・・・・・・・・・	5
8	年間計画・・・・・・・・・・	7
9	評価及び検証・・・・・・・・・・	7
10	重大事態への対応・・・・・・・・・・	8
11	いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・	9

大野城市立下大利小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する本校の基本的な考え方

本校では、いじめに対して以下の基本的な考え方を全職員で共有する。

- いじめは、「人間として絶対に許されるものではない」という強い認識を持つ。
- いじめは、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つ。
- いじめ発見の際は、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念を持つ。

上記の基本的な考え方の元、いじめの未然防止・早期発見に全力で取り組み、迅速かつ組織的に取り組むために、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

この基本方針に基づき組織的・計画的にいじめの早期発見と防止に全力で取り組むものである。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校運営協議会（いじめ防止対策委員会）

- 年間4回の定例会及び緊急時の臨時会の開催
- いじめ防止基本方針の共通理解と方策の検討
- いじめ問題の調査・面接・具体的対応の検討

(2) 校内生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）

- 月1回のいじめ防止対策委員会の定例会及び緊急対応時での臨時会の開催
- 児童の実態（問題行動等）の共通理解・問題解決の方策協議、研修会の企画運営
- 構成…校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当者・養護教諭
※担任等関係職員、スクールカウンセラー（SC）、ソーシャルワーカー（SSW）等
専門家は必要に応じて参加する。

(3) 市教育委員会及び専門機関等との連携

- 市教育委員会や児童相談所、子ども健康課等の専門機関との連携。

(4) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、春日警察署（スクールサポーター）と連携した対処を行う。 ※市教育委員会への事前相談・報告等を怠らないこと。

3 いじめ未然防止のための取組（いじめを生まない教育活動の推進）

(1) 学校の取組

◆人権が尊重される学校作りの推進

- 人権が尊重される学校作りを推進するために、教職員が一体となって教育活動全体を通じて人権教育を推進していく。そのために、「いのち」を大切にする学習を充実させ、きらりカードの取組を通して、児童一人一人のよさを認め、自分が大切にされていることを実感でき、人権が尊重される学校作りに努める。
- 人権が尊重される学級作り、授業作りを行う。そのために、一人ひとりに寄り添い、一人ひとりを大切にする学級経営、一人ひとりが分かる喜びを味わう授業作りに努める。
- 授業を通して自尊感情の醸成を行う。そのために、授業で自分の思いや考えを表現する場を設定し、誤答や失敗経験を大切にする集団作りに努める。

◆学校・学年組織としての指導・対応

- 学年相互の交換授業や観察授業等を通して学級の壁を取り除き、学年で児童を育てる指導体制を築く。
- 組織として推進するため、「報告・連絡・相談」（ホウ・レン・ソウ）の徹底と初期対応を徹底する。

◆積極的な児童理解にもとづいた対応

- 生活アンケート（毎月1回）をもとに教育相談を実施し、それをもとに全教職員で検討し、組織的な対応をする。
- 児童理解研修を学校行事や全校での活動前に行い、全職員で児童の実態を共有し、組織的な対応をする。

◆インターネット等を通じて行われているいじめに対する対応

- 全校児童のインターネットへの関わり方について現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を実施して迅速に対応する。
- 外部講師を招いて児童と保護者の情報モラル講座を開き、インターネット等がいじめにつながる危険性を親子で学ぶ事ができる場を設定する。

(2) 教職員の自覚と取組

◆いじめに対する毅然とした態度

- 日常的にいじめについての問題に触れ「いじめは、人間として絶対に許されるものではない」との認識を児童に示し、育てる。

◆学級経営の充実

- 毎月1回の生活アンケート、各学期1回の無記名アンケートや定期的な教育相談及び日常的な教育相談等の結果をもとに、児童の実態を十分に把握するとともに、カウンセリング・マインドに立つ姿勢でいじめの発見、児童の不安の解消に努め、安心して過ごせる学級経営を行う。

◆生徒指導の機能を生かした学習指導

- 毎時間の学習指導に際しては、常に「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場」を盛り込むよう留意し、分かる・できる授業の実践に努め、児童一

人一人が自己存在感や自己有用感、自己実現を図る授業実践に努める。

◆きめ細やかな教育相談

- 長期間にわたる生活環境の変化がもたらすストレスや不安感によって、児童間のいじめが発生しやすい状況にある、という認識に立って、注意深く状況の把握に努める。
- 校内の相談体制を整備して、児童や保護者の不安や悩みに寄り添った、組織的できめ細やかな相談活動に努める。

4 いじめの早期発見の取組

(1) 早期発見のための情報収集

◆情報収集の観点

- いじめを早期発見するために、学級担任をはじめ教職員全体が日常的、かつ意識的に注意深く観察し、情報の収集にあたる必要がある。そこで、以下の点から観察する。

- 交友関係の変化、体調の変化や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化
- 欠席状況、遅刻・早退の状況、持ち物の紛失や変化
- 金銭の使い方の変化、保健室への来室回数 等

◆情報収集の方法

- 毎朝の健康観察及び日常の観察
 - いじめチェックリストによる調査
 - アンケート調査 ○教育相談 ○日記 ○保護者からの情報
- ※アンケートの原本等の一次資料は、回答した児童が卒業後、5年間保管する。

5 いじめへの対処

(1) いじめの早期対応

◆「いじめの対応マニュアル」に基づいた迅速かつ真摯な対応

- いじめが発見された場合、「いじめ対応マニュアル」（別紙参照）に基づき、迅速で真摯な対応をとる。

◆本人・保護者から訴えがあった場合の対応

- 秘密厳守を約束し、じっくり話を聞いて安心感を与える。
- 本人を「最後まで守り抜く」ことを伝える。
- 基本的には、本人（保護者）の同意を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- 担任、学校に何をしてもらいたいかを確かめながらともに考える姿勢を示す。
- 保護者からの相談、訴えに対しては、必ず複数で対応し承諾を得て記録をとる。

◆教師がいじめを発見した場合の対応

- すぐにいじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- 必要に応じて他の職員の応援を求め、その場の状況を具体的に詳細に聞き取る。
(具体的な行動や言葉など)
- その日のうちに関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

- 校内いじめ対策委員会を臨時的に開催し、対策を検討する。
- 校内いじめ対策委員会に対しては、状況に応じて臨時開催を要請する。
- 必要に応じて、学級や学年全体で指導したり、警察や専門機関と連携したりして指導に当たる。

＜聞き取りの留意点＞

- できる限り時系列で細かく聞き取り、記録をつけておく。
- 複数の聞き取り内容を確認しながら事実関係を確認する。
- 本人が認めた内容については、両者で確認し指導を行う。
- 保護者には、確認及び指導した内容を説明する。

◆いじめられた児童とその保護者への対応

- 被害児童の保護者には家庭訪問し、いじめの概要や指導内容を説明するとともに、つらい思いをさせたことに対して真摯に謝罪する。
- 今後二度といじめが起きないように指導の徹底を図ることを伝えるとともに、今後の対応や指導の方針を説明する。そのために指導の方策や今後の見通しをあらかじめ職員相互に協議し、家庭訪問に臨むこと。
- 被害児童に対しては、心のケアに努めるとともに安心して学校生活が送れるように学校全体で守ることを伝える。
- ※場合に応じて、スクールカウンセラーの助言を求める。

◆いじめていた児童・保護者への対応

- 全関係保護者を招集していじめの概要について説明し、理解を求めるとともに今後の家庭での対応について協力・改善をお願いする。
- 加害児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを繰り返し指導するとともに、自らの行為を反省し自ら謝罪したいという気持ちをもてるまで個別の指導・支援を継続する。
- 加害児童のもつ悩みや課題等、問題行動の背景を把握し、解決の支援に努める。
- ※場合に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

(2) ネットいじめの対応

- ネットいじめを発見あるいは情報を受けた場合、校内いじめ防止対策推進委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめにかかわる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。また、市教委への報告を必ず行う。
- 「LINE」については、保護者と連携し、その有害さについて正しい知識をもたせるとともに、家庭内でのルールづくり等保護者に対し、毅然とした態度の大切さを啓発する。

6 教職員研修

(1) いじめの早期対応

◆定期的な児童の検討会、教職員研修の実施

- 校内生徒指導委員会を中心として、配慮を要する児童の検討会を定期的に開催する。
- 児童理解や集団作りに関する参加型の研修や専門家によるいじめ防止・対応に関する研修会を企画・実施し、教職員の資質向上に努める。
- 早期発見、事案対処のマニュアルを作成する。

(2) いじめを見抜き、許さない指導、いじめを生まない集団づくりの研修

◆いじめを見抜き許さない指導

- 「いじめは、人間として絶対に許されるものではない」という強い認識をもてるように様々な機会をとらえて指導する。また、いじめを見て見ぬ振りをすることは、いじめを助長し自他の尊厳を傷つける行為であることを自覚させ、毅然とした態度でいじめをやめさせたり先生や他の友だちに知らせたりする行動ができるような指導に心がける。

◆いじめを生まない集団づくり

- きらりカードを活用し、一人一人のよさを称賛し自尊感情を高める指導
- 集団における「違い」を認め、自分や相手を尊重する指導
- コミュニケーションスキルの向上を図る指導。

7 関係機関との連携

(1) 学校・家庭・地域連携による取組

◆学校運営協議会を核とした人権意識、自尊感情を育成する取組

- 学校運営協議会において、三者（学校・家庭・地域）でふれ合う場を協議し、その中で子ども達のきらりと光るよさを称賛して自尊感情を高め、相手を尊重しようとする取組を推進する。
- 家庭や地域での児童の実態について情報交換及び実態に基づいた対応策について協議し、三者が連携していじめの未然防止や対応に努める。

◆PTAと連携した取組

- きらりカードで子どものよさを見つけることを通して、家庭や学校での子どもの状況を把握し、子どもの気になる点については学校に迅速に報告できる体制を作り、連携していじめの早期発見・防止に努める
- あいさつ運動「大利の日」の取組を中心に、児童との人間関係をつくるとともに見守りの体制づくりを行う。

◆「いじめ防止基本方針」の公表の取組

- 「いじめ防止基本方針」を作成後、児童や保護者及び地域等へも説明する。
- ホームページへの記載やその他の方法により、学校運営協議会等に公表する。

(2) 大野城市教育委員会、専門機関及び警察との連携による取組

◆スクールカウンセラー、児童相談所、子ども健康課との連携

○福岡教育事務所の相談事業、大野城市教育委員会サポートセンターの積極的活用、及び児童相談所、子ども健康課と定期的に連絡を取り合い、連携していじめ防止に努める。

○いじめの内容を把握し、必要に応じて警察（スクールサポーターを含む）への相談報告等の体制を整備する。

○事態への対処及び発生防止のために、福岡県いじめレスキューセンターの要請に応じて連携を図る。

(3) 学校相互間の連携による取組

◆中学校や保育所等との連携

○大利中学校や保育所等と情報交換や交流学习を行う等、協力体制を整備する。

○大利中学校ブロックで「いじめ防止こどもサミット」を開催し、児童会・生徒会を中心にいじめをなくす取組を行う。

8 年間計画

※いじめ対策委員会（学校運営協議会）

月	主な活動	アンケート、教育相談等
4	校内生徒指導委員会（校内いじめ対策委員会） 児童きらり委員会（いじめサミット準備・きらりカード・ポストの準備）	記名アンケート
5	校内生徒指導委員会 児童きらり委員会（いじめサミット準備・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート
6	校内生徒指導委員会 いじめ対策委員会① ※基本方針と危機管理マニュアルの共通理解 児童きらり委員会（いじめサミットの開催・きらりカードの収集・放送）	無記名アンケート 保護者用いじめチェックリスト 教育相談週間
7	校内生徒指導委員会（評価） 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート（1・2年生） アセス
8	校内生徒指導委員会 いじめ防止校内研修会	
9	校内生徒指導委員会 いじめ対策委員会② 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート
10	校内生徒指導委員会 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	無記名アンケート 教育相談週間 保護者用いじめチェックリスト
11	校内生徒指導委員会 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート
12	校内生徒指導委員会（評価） いじめ対策委員会③ 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート

1	校内生徒指導委員会 児童きらり委員会（いじめ防止の取組・きらりカードの収集・放送）	記名アンケート アセス
2	校内生徒指導委員会 いじめ対策委員会④（評価） 児童きらり委員会（いじめ防止取組の校内報告会・きらりカードの収集・放送）	無記名アンケート 教育相談週間
3	校内生徒指導委員会（評価）	記名アンケート

9 評価及び検証

- (1) 「いじめ防止」に関する対策の効果等の評価は、年間3回、学校の自己評価と同時に実施する。
- (2) 学校運営協議会（いじめ対策委員会）で、学校の教育活動及び校内いじめ防止対策委員会の取組、対応などに関する評価を行う。
- (3) 校内いじめ防止対策委員会の中で活動のまとめを行い、課題と改善策を明らかにする。
- (4) 年間を通じて、児童のきらり委員会を中心にいじめ防止に向けた取組（いじめ防止サミット・きらりカードを中心に）を行う。

10 重大事態への対応

学校が、「いじめ防止対策推進法第28条」に基づいて重大事態と判断した場合は以下の対応する。

- 市教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。
- いじめの調査や対処については、県及び市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、校内いじめ防止対策委員会を中心に学校組織をあげて迅速かつ適切に対応することを原則とする。
- 被害児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法による説明に努める。その際には、原則として管理職が同席する。
- 被害児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向けた協力を依頼する。
- 校内いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて確実に実行する。
- マスコミ等の対応については、市教育委員会と協議の上、管理職を窓口にするなど、対応の一本化を図る。

【関係相談機関】 福岡県教育センター教育相談電話 福岡県教育センター メール相談アドレス 子どもホットライン（福岡教育事務所） 福岡県児童相談所 大野城市教育委員会 教育支援課 大野城市子ども健康課 春日警察署少年課・スクールサポート	092-948-3000 http://www.educ.pref.fukuoka.jp/ 092-641-9999 092-586-0023 092-580-1905 092-585-2460 092-580-0110
---	---

1.1 いじめ対応マニュアル

